マークの見方 (全ページ共通)

②氏名(ふりがな) ③電話(番号) Mファクス(番号) 〒〒・住所 🛍 年齢 🎁 行事名 🛂 費用 ☑ Eメール (アドレス) □ ホームページ 申申込み 問問合せ 電子申請 横浜市電子申請・届出システム



- 掲載されているイベントなどは、中止・延期になる場合があります 🔵 記載がない場合は無料、当日自由参加になります 🔵 区役所の駐車場は有料です
- 今月11日以降の事業を掲載しています

 区役所内の展示日時について特に記載のない場合は、開庁日・開庁時間内に展示しています







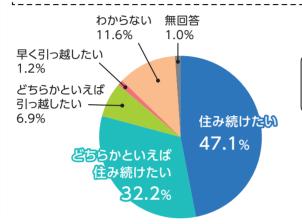
泉区では、区民意識調査を5年に一度実施しています。 定住意向や子育て、地域活動などについてお尋ねしました。 令和6年度の区民意識調査の結果の一部を紹介します。

泉区に住み続けたいと 思っている人は、



現在住んでいる地区に「住み続けたい」「どちらかといえば住み続けたい」 の回答は79.3%でした。令和元年度調査の73.7%を上回る結果に!

あなたはこれからも現在お住まいの地区に住み続けたいと思いますか。



泉区が「住みやすい」と 感じてくれている人が 多くて、うれしいずん!



泉区が「子育てがしやすいまち」と 感じている人は、

泉区は子育てがしやすいまちかという問いについては「そう思う」 「どちらかといえばそう思う」の回答は75.3%でした。

泉区は「子育てがしやすいまち」だと感じますか。

無回答 8.9%

子育でに優しいまち泉区

そう思う そう思わない 14.1% 5.5% -どちらかといえば そう思わない 10.3% どちらかといえば そう思う 61.2%

地域の皆さんのあたたかい 声掛けや見守りなど、泉区 全体で子育てしやすいまち を作っているずん!



【令和6年度区民意識調査概要】 調査対象 3,000人(泉区内に居住する18歳以上の個人。うち外国人45人) ※住民基本台帳から無作為抽出

調査期間 令和6年6月24日から7月12日まで 有効回答 1,781件(59.4%)

調査に回答していただいた皆さま、ありがとうございました。

調査結果詳細はこちら▶ 🔳



問企画調整係 ☎800-2331 ☎800-2505



市民税・県民税の申告受付がはじまります

市民税・県民税は、前年の1月1日から12月31日までの個人の所得に対して課税されます。 まずは申告が必要かを確認し、申告が必要な人は必要書類を用意して、期間内に申告しましょう。



申告が 必要な人 令和6年中に所得のあった人で、1月1日現在、泉区内に住所のあった人(その年の1月2日以後に転出された人も含む)です また、所得のなかった人であっても、国民健康保険加入者の保険料の減額判定や所得証明(非課税証明)等が必要となる人は申告が 必要です

申告が 不要な人 ①その年の所得税(国税)の確定申告をした人

②所得が給与所得のみで、勤務先から本市に給与支払報告書が提出されている人 ※給与支払報告書の提出の有無は給与の支払者に確認してください

③前年中の所得が公的年金等に係る所得のみで、支払者から本市に公的年金等支払報告書が提出されている人のうち、 所得控除(社会保険料控除、生命保険料控除等)を追加しない人

申告方法

混雑緩和のため、申告書の提出は原則、郵送でお願いします

申告に必要な書類

令和7年度 市民税•県民税申告書 +

添付書類(申告書の内容を証明する書類、マイナンバーのわかる公的書類の写し及び本人確認の写し)

受付場所

区役所3階 申告会場(生活衛生課隣)

受付期間

2月17日(月)~3月17日(月)(土、日および祝日を除く) 9時~11時30分、13時~16時30分

※上記時間帯を除く区役所の開庁時間中は、税務課市民税担当(3階304窓口)へ



▲詳細はこちら

年末調整済の給与所得者で、医療費控除のみの確定申告を受け付けます

受付場所・受付期間ともに、市民税・県民税の申告会場と同じ

【医療費控除のみの申告に必要な書類】

- 令和6年分源泉徴収票(原本) 医療費控除の明細書または医療費通知 出産一時金など補てんされる金額が分かるもの
- ●本人名義の振込先金融機関名称・支店名・□座番号が分かるもの ●マイナンバーのわかる公的書類の写し及び本人確認書類の写し

留意事項 給与以外の所得がある人、医療費控除以外の各種控除を追加変更する人(ふるさと納税など)は、受付できません

